

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年滋賀県条例第 4 号）ほか 4 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、地方自治法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条および第 2 条関係）

ア 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

イ 滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 22 号）

ウ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）

エ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）

オ 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号）

(2) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年滋賀県条例第 4 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8
第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(滋賀県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に
改める。

- (1) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 22 号）第 8 条
- (2) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）第 11 条
- (3) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）

第 5 条

- (4) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年滋賀県条例第 43 号）第
5 条

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲
げる規定の施行の日から施行する。

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、滋賀県知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員（同法<u>第243条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条以下 省略	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、滋賀県知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員（同法<u>第243条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条以下 省略

滋賀県公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第7条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第9条以下 省略	第1条～第7条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第9条以下 省略

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第10条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第12条以下 省略	第1条～第10条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第12条以下 省略

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により競走事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当 該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第6条以下 省略	第1条～第4条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により競走事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当 該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第6条以下 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第6条以下 省略	第1条～第4条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第6条以下 省略